

国の留保からの配分等について

令和 7 年 9 月
水 産 庁

1 現行制度の概要

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及び鯨類を除く。）の漁獲可能量及びその配分の変更のうち、以下に該当するものについては、行政庁の恣意性のない機械的な変更として、各管理年度の開始前に水産政策審議会の意見を聴いた上で同意を得ておき、事後報告で対応できることとされている。

(1) まあじ、まいわし各資源、まさば及びごまさば各資源、するめいか並びにさんま

資源管理基本方針別紙 2 に定めた方法（いわゆる「75%ルール」）に則り行う、国の留保からの配分に伴う数量の変更

(2) まあじ、まいわし対馬暖流系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群 A 海域並びにさんま

資源管理基本方針別紙 2 に基づき、配分を受ける者（数量を明示した都道府県及び大臣管理区分に限る。）の間の合意による数量を用いた国の留保からの配分に伴う数量の変更

(3) 融通が行われ得る特定水産資源

特定水産資源の漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領（令和 2 年 12 月 1 日付水産庁資源管理部長通知、令和 4 年 12 月 26 日最終改正。）に則り都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間、するめいかにあつてはこれらに加え、大臣管理区分間で行う、融通に伴う数量の変更

(4) まさば及びごまさば太平洋系群並びにまいわし太平洋系群

資源管理基本方針別紙 2 に基づき、大中型まき網漁業に係る漁獲割当管理区分の漁獲可能期間の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分の国の留保への繰り入れ及び国の留保からの大中型まき網漁業に係る総量管理区分への追加配分に伴う数量の変更

(5) さんま

資源管理基本方針別紙 2 に基づき、北太平洋さんま漁業に係る総量管理区分の漁獲可能期間の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分の北太平洋さんま漁業に係る漁獲割当管理区分への追加配分に伴う数量の変更

(6) すけとうだら太平洋系群

資源管理基本方針別紙2に基づき、資源評価対象海域外からのものと推定される資源の大量来遊が発生したと見なす要件に合致した場合に行う、1万トンの漁獲可能量の追加等（いわゆる「大量来遊ルール」）に伴う数量の変更

(7) すけとうだら日本海北部系群

資源管理基本方針別紙2に基づき、管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分を、当該管理年度の当初の漁獲可能量の合計の5%を上限に翌管理年度に繰り越すこととし、数量明示区分毎の未利用分の数量の比率を用いて各数量明示区分に比例配分することに伴う数量の変更

2 数量変更の内容

前回報告を行った第138回資源管理分科会（令和7年6月9日開催）以降、上記1に該当する数量の変更を行ったので報告する。

1 (1) に該当

まいわし太平洋系群（令和7年管理年度）

年月日	管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減	備考
令和7年7月11日	大中型まき網漁業 (総量管理区分)	219,400トン	237,400トン	18,000トン	別添※1
	国の留保	51,500トン	33,500トン	-18,000トン	
令和7年8月5日	宮崎県	9,300トン	13,300トン	4,000トン	別添※2
	国の留保	33,500トン	29,500トン	-4,000トン	

するめいか（令和7年管理年度）

年月日	管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減	備考
令和7年8月20日	北海道	1,300トン	1,900トン	600トン	別添※3
	国の留保	6,700トン	6,100トン	-600トン	
令和7年8月22日	大中型まき網漁業	600トン	900トン	300トン	別添※4
	国の留保	6,100トン	5,800トン	-300トン	
令和7年8月27日	小型するめいか釣り 漁業	2,800トン	3,500トン	700トン	別添※5
	国の留保	5,800トン	5,100トン	-700トン	

1 (2) に該当

まあじ (令和7年管理年度)

年月日	管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和7年7月16日	島根県	13,600 トン	15,900 トン	2,300 トン
	山口県	2,400 トン	2,900 トン	500 トン
	長崎県	21,200 トン	24,800 トン	3,600 トン
	宮崎県	3,300 トン	3,900 トン	600 トン
	鹿児島県	4,900 トン	5,400 トン	500 トン
	大中型まき網漁業	49,400 トン	60,100 トン	10,700 トン
	国の留保	29,000 トン	10,800 トン	-18,200 トン

1 (5) に該当

さんま (令和7年管理年度)

年月日	管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和7年8月27日	北太平洋さんま漁業 (漁獲割当管理区分)	77,940 トン	86,100 トン	8,160 トン
	北太平洋さんま漁業 (総量管理区分)	8,160 トン	0 トン	-8,160 トン

1 (7) に該当

すけとうだら日本海北部系群 (令和7年管理年度)

年月日	管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和7年7月29日	漁獲可能量	19,700 トン	20,840 トン	1,140 トン
	北海道	6,400 トン	7,042 トン	642 トン
	沖合底びき網漁業	13,200 トン	13,698 トン	498 トン

(以 上)

〇まいわし太平洋系群 (別紙 1)

管理区分等	基準日	当初の数量	変更前の数量	国の留保からの配分量 (注：千トン未満切り上げ)	変更後の数量
※1 大中型 まき網漁業	6月17日 (漁獲量の総量の変 更前の数量に占める割合が 75%を越えた日)	192,400トン	219,400トン	◎選択肢1：期間予測漁獲量 (①から③までに定める値の合計) と変更前の数量との差 ①漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値 (142,628ト ン) ②日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値 に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値 (47,167トン) ③基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値 を平均した値 (21,299トン) →期間予測漁獲量：211,094トン ◎選択肢2：期間予測漁獲量 (④と⑤に定める値の合計) と変更前の数量との差 ④漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値 (166,463トン) ⑤日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値 に、45を乗じて得た値 (70,751トン) →期間予測漁獲量：237,214トン 追加配分の上限 (当初配分の数量) 192,400トン	237,400トン
※2 宮崎県	8月2日 (漁獲量の総量の変 更前の数量に占める割合が 80%を越えた日)	9,300トン	(当初と同じ)	◎選択肢1：期間予測漁獲量 (①から③までに定める値の合計) と変更前の数量との差 ①漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値 (7,214トン) ②日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値 に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値 (2,836トン) ③基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値 を平均した値に特異率 (1.33) を乗じて得た値 (2,295トン) →期間予測漁獲量：12,345トン ◎選択肢2：期間予測漁獲量 (④と⑤に定める値の合計) と変更前の数量との差 ④漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値 (7,602トン) ⑤日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値 に、45を乗じて得た値 (4,117トン) →期間予測漁獲量：11,719トン 追加配分の上限 (当初配分の数量) 9,300トン	13,300トン

・実際に採用された数量を赤字で示す。

〇するめいか (別紙2)

管理区分等	基準日	当初の数量	変更前の数量	国の留保からの配分量 (注：百トン未満切り上げ)	変更後の数量
※3 北海道	8月11日 (漁獲量の総量の 変更前の数量に占める割合が 75%を越えた日)	1,300トン	(当初と同じ)	<p>◎選択肢1：期間予測漁獲量 (①から③までに定める値の合計) と変更前の数量との差</p> <p>①漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値 (830トン)</p> <p>②日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値 (391トン)</p> <p>③基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値に特異率 (2.43) を乗じて得た値 (648トン)</p> <p>→期間予測漁獲量：1,870トン</p> <p>◎選択肢2：期間予測漁獲量 (④と⑤に定める値の合計) と変更前の数量との差</p> <p>④漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値 (979トン)</p> <p>⑤日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、45を乗じて得た値 (568トン)</p> <p>→期間予測漁獲量：1,546トン</p> <p>追加配分の上限 (当初配分の半分の数量)</p> <p>650トン</p>	1,900トン
※4 大中型 まき網漁業	8月20日 (漁獲量の総量の 変更前の数量に占める割合が 75%を越えた日)	600トン	(当初と同じ)	<p>◎選択肢1：期間予測漁獲量 (①から③までに定める値の合計) と変更前の数量との差</p> <p>①漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値 (103トン)</p> <p>②日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値 (252トン)</p> <p>③基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値 (54トン)</p> <p>→期間予測漁獲量：409トン</p> <p>◎選択肢2：期間予測漁獲量 (④と⑤に定める値の合計) と変更前の数量との差</p> <p>④漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値 (460トン)</p> <p>⑤日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、45を乗じて得た値 (366トン)</p> <p>→期間予測漁獲量：826トン</p> <p>追加配分の上限 (当初配分の半分の数量)</p> <p>300トン</p>	900トン
※5 小型 するめいか釣り 漁業	8月22日 (漁獲量の総量の 変更前の数量に占める割合が 75%を越えた日)	2,800トン	(当初と同じ)	<p>当初の数量の25%の数量</p> <p>700トン</p>	3,500トン

・実際に採用された数量を赤字で示す。

別紙2-6 まいわし太平洋系群(抄)

第1~第5(略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1~3(略)

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分(漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分を除く。)に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

(1) 配分の時期及びその方法

次の①又は②に掲げる日(②において「基準日」という。)のいずれかを経過した場合には、それぞれ当該①又は②に定める数量を配分する。

① 一の都道府県(数量を明示したものに限る。)における漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日(国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあつては、当該配分を行った日) (2)に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の都道府県別漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

② 大臣管理区分(数量を明示したものに限る。)における漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日(国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあつては、当該配分を行った日) (2)に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の大臣管理漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

(2) 期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値

② 基準日の属する月 日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値

③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア 特異率(当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であつて、①に定める漁獲実績の値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3年間の漁獲実績の値を平均した値で除して算出する。ア及びイにおいて同じ。)が1以上の場合

当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値に当該特異率を乗じて得た値

イ 特異率が1未満の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値

④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで 漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値

⑤ 基準日の翌日から45日間 日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、45を乗じて得た値

(3) (1)に定める場合のほか、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。

7 (略)

第7～第9 (略)

別紙2-12 するめいか (抄)

第1～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1～3 (略)

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、次の(1)から(4)までに定めるところにより配分する。

管理年度の8月末日までに国の留保から配分する数量の総計の上限は、当該管理年度における当初の国の留保の数量の半分とする(第4の4の(1)のただし書に基づき漁獲可能量の変更を行った場合にあっては、当該上限は適用しない。)

ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合には、この限りでない。

(1) 配分の時期及びその方法

一の都道府県又は一の大管管理区分(数量を明示したものに限る。以下4において同じ。)において次の①又は②に掲げる日(②において「基準日」という。)を経過した場合には、都道府県にあっては(2)に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の当該都道府県別漁獲可能量の半分の数量のうちいずれか小さい数量を、大臣管理区分にあっては(2)に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の当該大臣管理漁獲可能量の半分の数量のうちいずれか小さい数量を配分する。

- ① 漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量又は当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日
- ② 国の留保から配分を行った時点において、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量又は当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合にあっては、当該配分を行った日

(2) 期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

- ① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値
- ② 基準日の属する月 日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値
- ③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値
 - ア 特異率(当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率をいい、①に定める漁獲実績の値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3年間の漁獲実績の値を平均した値で除して得た値とする。イにおいて同じ。)が1以上の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値に当該特異率を乗じて得た値
 - イ 特異率が1未満の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値
- ④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで 漁獲可能期間の開始日

から基準日までの漁獲実績の値

⑤ 基準日の翌日から45日間 日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、45を乗じて得た値

(3) 一の都道府県又は一の大管管理区分であつて(2)に定める期間予測漁獲量を速やかに算出できないものにおいて次の①又は②に掲げる日を経過した場合には、都道府県にあつては当該管理年度における当初の当該都道府県別漁獲可能量の25パーセントの数量を、大管管理区分にあつては当該管理年度における当初の当該大管管理漁獲可能量の25パーセントの数量を配分する。

① 漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量又は当該大管管理漁獲可能量に占める割合が75パーセントを超えた日

② 国の留保から配分を行った時点において、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量又は当該大管管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合にあつては、当該配分を行った日

(4) (1)及び(3)に定める場合のほか、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。

第7～第9 (略)